令和6年度大江町若者起業支援利子補給金交付要綱

（目的）

第１条　大江町の将来を担う若者が、町内において起業する若しくは起業して間もない期間に経営基盤を強化するために資金の融資を受けた場合に、その負担の軽減と経営の安定化を支援するため、予算の範囲内において当該融資資金に係る利子補給を行うものとし、当該利子補給金の交付に関しては大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(１) 若者　令和6年4月1日時点で45歳未満の者をいう。

(２) 起業　事業を営んでいない個人が、新たに個人開業し又は法人を設立し、事業を開始することをいう。

(３) 事業所等　事業の用に供する事務所、店舗、工場等の建物をいう。

（対象者）

第３条　利子補給金の交付の対象となる者（以下、「対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす若者とする。

(１) 町内に住所を有し、町内に主たる事業所等を設置して起業する者。ただし、町内へ法人を設立する場合、当該法人の代表者となる若者は町外へ住所を有する者も可とする。

(２) 令和６年1月1日から令和6年12月31日までの間に起業する者。

(３) 起業後、5年以上、町内において事業を継続しようとする者。

(４) 起業後、令和６年12月31日までに大江町商工会の会員となること。

(５) 町税等を完納していること。

(６) 大江町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第1号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者。

（対象資金）

第４条　利子補給金の交付の対象となる資金（以下、「対象資金」という。）は、起業支援のために金融機関等が令和６年1月1日から令和６年12月31日までの間に対象者に融資する資金とし、次の各号に掲げるものをいう。

(１) 山形県商工業振興資金のうち開業支援資金

(２) 株式会社日本政策金融公庫の新企業育成貸付のうち新規開業資金もしくは女性、若者／シニア起業家支援資金

２　対象資金の融資にかかる年利率、担保、保証人、償還方法、据置期間については、金融機関等の定めによる。

３　対象資金の融資限度額は、1者につき5,000万円とし、この限度額を超えない範囲内で第6条に定める認定申請を複数回行うことができる。

（補給率、交付額及び交付方法）

第５条　利子補給金の補給率は、年利率2.0％を限度とし、金融機関等が定める年利率による。

２　利子補給金の交付額は、令和６年1月1日から令和６年12月31日までに対象者が支払った利子の合計額又は対象資金の融資額に年利率2.0％を乗じて得た利子相当額について令和６年1月1日から令和６年12月31日までに支払うべき額の合計額のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

３　利子補給金を交付する期間は、償還を開始する月から起算して60か月以内とする。ただし、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める日を利子補給金の交付する期間の終期とする。

(１) 第3条第1項各号に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日とする。

(２) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合は、償還を完了した日とする。

(３) 事業を休止又は廃止した場合は、休止又は廃止した日とする。

（認定申請）

第６条　補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ大江町若者起業支援利子補給認定申請書（様式第１号）に次の書類を添えて申請しなければならない。

(１) 住民票

(２) 町税に係る納税証明書（町外に住所を有する者の場合）

(３) 起業したことを証明する書類（個人事業開業届出書の写し又は履歴事項全部証明書の写し及び法人の定款の写し）

(４) 事業所等の位置が確認できる住宅地図等

(５) 融資契約に関する書類（金銭消費貸付契約証書等）の写し

(６) 融資を受けるにあたり金融機関等へ提出した事業計画書の写し

(７) 償還予定表

(８) 許認可等を要する業種にあたっては許認可等の写し

(９) その他町長が必要と認めるもの

２　償還期間の途中において、年利率又は償還期間の変更等により償還予定表に変更が生じた場合は、変更後の償還予定表を町長に提出しなければならない。

（認定書の交付）

第７条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その適否を審査し、適当と認めたときは、大江町若者起業支援利子補給認定書（様式第２号）を申請者に交付するものとする。

（交付申請）

第８条 前条の規定により認定を受けた申請者は、令和７年1月31日までに、大江町若者起業支援利子補給金交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(１) 対象資金に係る利子について令和６年1月1日から令和６年12月31日までに支払った額を証明する書類（金融機関等が発行する書類）

(２) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第９条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その適否を審査し、適当と認めたときは対象者に通知するものとする。

（取消し及び返還）

第10条　町長は、利子補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利子補給金を取消し又は停止、若しくは交付した利子補給金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(１) 対象資金を目的以外の用途に使用したとき。

(２) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。

(３) 融資を受けた金融機関等への償還が滞るなど当該金融機関等と締結した融資に関する契約の条項に違反したとき。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。